

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
第1節 一般原則			
(2) 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。	平24県条例 90第4条第2項		適・否
(3) 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	平24県条例 90第4条第3項		
第2節 基本方針			
行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。	平24県条例 90第5条第4項		適・否
第3節 人員に関する基準			
1 従業者の員数			
(1) 指定行動援護の事業を行う者（以下「指定行動援護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定行動援護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第5条第1項の厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。	平24県条例 90第8条（第6条第1項準用）	<p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数（基準第5条第1項）</p> <p>① 適切な員数の職員確保</p> <p>指定行動援護事業所における従業者の員数については、常勤換算方法で2.5人以上と定められたが、これについては、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、各地域におけるサービス利用の状況や利用者の数及び指定行動援護の事業の業務量を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。</p> <p>なお、指定行動援護の提供に当たる従業者（ホームヘルパー）の要件については、別に通知するところによる。</p> <p>※別途通知 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの (平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)</p> <p>② 勤務時間数の算定</p> <p>勤務日及び勤務時間が不定期な従業者（以下「登録居宅介護等従業者」という。）についての勤務延べ時間数の算定については、次のとおりの取扱いとする。</p> <p>ア 登録居宅介護等従業者によるサービス提供の実績がある事業所については、登録居宅介護等従業者1人当たりの勤務時間数は、当該事業所の登録居宅介護等従業者の前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間をいう。）とすること。</p> <p>イ 登録居宅介護等従業者によるサービス提供の実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のためアの方法によって勤務延べ時間数の算定を行うことが適当ないと認められる事業所については、当該登録居宅介護等従業者が確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延べ時間数に算入すること。</p> <p>なお、この場合においても、勤務表上の勤務時間数は、サービス提供の実態に即したものでなければならないため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となるものであること。</p> <p>③ 出張所等の従業者の取扱い</p> <p>出張所等があるときは、常勤換算を行う際の事業所の従業者の勤務延べ時間数には、出張所等における勤務延べ時間数も含めるものとする。</p> <p>(7) 指定行動援護事業所の取扱い</p> <p>① サービスを提供する者の資格要件</p> <p>指定行動援護事業所のサービスを提供する者は、行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修</p>	適・否

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
		（基礎研修及び実践研修）修了者であって、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知）の別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」（以下「業務の範囲通知」という。）のうち、知的障害者若しくは知的障害児に関するもの、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）が認める業務とし、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて、1年換算して認定するものとする。	

2 サービス提供責任者

(2) 指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定行動援護の職務に従事するもののうち事業の規模（当該行動援護事業者が居宅介護、重度訪問介護又は同行援護に係る指定障害福祉サービス事業の指定を併せて受け、かつ、指定行動援護の事業と居宅介護、重度訪問介護又は同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業規模）に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

厚生労働省Q&A(H24.8.31事務連絡 問48)	
○ サービス提供責任者の配置基準の「当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上」について、複数の訪問系サービスの指定を受ける事業所において、以下のような利用者がいる場合に置くべきサービス提供責任者の員数はどのように算出するのか。	
① 複数のサービスを利用する者がいない場合	
② 複数のサービスを利用する者がいる場合	
① 複数のサービスを利用する者がいない場合	
【例】	
居宅介護利用者数:30人 行動援護利用者数:10人の場合	
a 実利用者数	
居宅介護 行動援護 実利用者数 30人 + 10人 = 40人	
b サービス提供責任者の員数	
実利用者数 配置基準 サービス提供責任者の員数 40人 ÷ 40人 = 1人	
② 複数のサービスを利用する者がいる場合	
【例】	
居宅介護利用者数:60人 行動援護利用者数:30人	
居宅介護と行動援護の両方を利用している利用者数:10人の場合	
a 実利用者数	
居宅介護 行動援護 複数サービス利用者数 実利用者数 60人 + 30人 - 10人 = 80人	
b サービス提供責任者の員数	
実利用者数 配置基準 サービス提供責任者の員数 80人 ÷ 40人 = 2人	

解釈通知別表1

月間延べサービス提供時間	(2)の①のアのaに基づき置かなければならぬ常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者
450時間以下	1	1
450時間超900時間以下	2	1
900時間超1,350時間以下	3	2
1,350時間超1,800時間以下	4	3

平24県条例 90第8条(第6 条第2項準 用)	<p>(2) サービス提供責任者（基準第5条第2項）</p> <p>① 配置の基準</p> <p>ア 事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととしているが、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。なお、これについては、最小限必要な員数として定められたものであり、業務の実態に応じて必要な員数を配置するものとする。</p> <p>また、サービス提供責任者の配置の基準は、次のいずれかに該当する員数を置くこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が概ね450時間又はその端数を増すごとに1人以上 b 当該事業所の従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上 c 当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上 <p>したがって、例えば、月間の延べサービス提供時間が450時間を超えていても、従業者の数が10人以下であれば、bの基準、利用者の数が40人以下であればcの基準によりサービス提供責任者は1人で足りることとなる。</p> <p>（例）延べサービス提供時間640時間、従業者数12人（常勤職員5人及び非常勤職員7人）及び利用者数20人である場合、cの基準により、配置すべきサービス提供責任者は1人で足りることとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> d cの規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している当該事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。 <p>この場合次の点に留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の居宅介護従業者として行ったサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が、1月あたり30時間以内であること。 ・ 「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている」場合とは、基準においてサービス提供責任者が行う業務として規定されているものについて、省力化・効率化が図られていることが必要であり、例えば、以下のよう取組が行われていることをいうものである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護従業者の勤務調整（シフト管理）について、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整を可能としていること ・ 利用者情報（居宅介護計画やサービス提供記録等）について、タブレット端末やネットワークシステム等のIT機器・技術の活用により、職員間で円滑に情報共有することを可能としていること ・ 利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制（主担当や副担当を定めていること） 	適・否
-----------------------------------	--	-----

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）			根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
1,800時間超2,250時間以下	5	4			
2,250時間超2,700時間以下	6	4			
2,700時間超3,150時間以下	7	5			
3,150時間超3,600時間以下	8	6			
3,600時間超4,050時間以下	9	6			
4,050時間超4,500時間以下	10	7			
4,500時間超4,950時間以下	11	8			
4,950時間超5,400時間以下	12	8			
5,400時間超5,850時間以下	13	9			
5,850時間超6,300時間以下	14	10			
6,300時間超6,750時間以下	15	10			
6,750時間超7,200時間以下	16	11			
解釈通知別表2					
従業者の数	(2)の①のアのbに基づき置かなければならぬ常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者			
10人以下	1	1			
11人以上20人以下	2	1			
21人以上30人以下	3	2			
31人以上40人以下	4	3			
41人以上50人以下	5	4			
51人以上60人以下	6	4			
61人以上70人以下	7	5			
71人以上80人以下	8	6			
81人以上90人以下	9	6			
91人以上100人以下	10	7			
101人以上110人以下	11	8			
111人以上120人以下	12	8			
121人以上130人以下	13	9			
131人以上140人以下	14	10			
141人以上150人以下	15	10			
151人以上160人以下	16	11			
解釈通知別表3					
利用者の数	(2)の①のアのcに基づき置かなければならぬ常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者			
40人以下	1	1			
41人以上80人以下	2	1			
81人以上120人以下	3	2			
121人以上160人以下	4	3			
161人以上200人以下	5	4			
201人以上240人以下	6	4			
241人以上280人以下	7	5			
281人以上320人以下	8	6			
321人以上360人以下	9	6			
361人以上400人以下	10	7			
401人以上440人以下	11	8			
441人以上480人以下	12	8			
481人以上520人以下	13	9			
521人以上560人以下	14	10			
561人以上600人以下	15	10			
601人以上640人以下	16	11			
(7) 指定行動援護事業所の取扱い					
(2) サービス提供責任者の資格要件					
指定行動援護事業所のサービス提供責任者は、行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）終了者であって、業務の範囲通知のうち知的障害者若しくは知的障害児に関するもの、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事が認める業務とし、併せて、従事した期間は、業務の範囲通知に基づいて3年に換算して認定するものとする。（ただし、令和6年3月31日までの間は、令和3年3月31日において(2)の②のアからオまでのいずれかの要件に該当し、かつ、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に5年以上従事した経験を有することで足りるものとする。）					
(参考(2)②資格要件)					
サービス提供責任者については、次のいずれかに該当する常勤の従業者から選任すること。					
ア 介護福祉士					

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否																																										
<p>解釈通知別表5</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用者の数</th><th>(2)の①のアのdに基づき置かなければならぬ常勤のサービス提供責任者</th><th>常勤換算方法で採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>50人以下</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>51人以上100人以下</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>101人以上150人以下</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>151人以上200人以下</td><td>4</td><td>3</td></tr> <tr><td>201人以上250人以下</td><td>5</td><td>4</td></tr> <tr><td>251人以上300人以下</td><td>6</td><td>4</td></tr> <tr><td>301人以上350人以下</td><td>7</td><td>5</td></tr> <tr><td>351人以上400人以下</td><td>8</td><td>6</td></tr> <tr><td>401人以上450人以下</td><td>9</td><td>6</td></tr> <tr><td>451人以上500人以下</td><td>10</td><td>7</td></tr> <tr><td>501人以上550人以下</td><td>11</td><td>8</td></tr> <tr><td>551人以上600人以下</td><td>12</td><td>8</td></tr> <tr><td>601人以上650人以下</td><td>13</td><td>9</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) (2)の事業の規模は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、(2)の事業の規模は推定数とする。</p>	利用者の数	(2)の①のアのdに基づき置かなければならぬ常勤のサービス提供責任者	常勤換算方法で採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者	50人以下	3	3	51人以上100人以下	3	3	101人以上150人以下	3	3	151人以上200人以下	4	3	201人以上250人以下	5	4	251人以上300人以下	6	4	301人以上350人以下	7	5	351人以上400人以下	8	6	401人以上450人以下	9	6	451人以上500人以下	10	7	501人以上550人以下	11	8	551人以上600人以下	12	8	601人以上650人以下	13	9	平24県条例90第8条 (第6条第3項準用)	<p>イ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修（以下「実務者研修」という。）を修了した者</p> <p>ウ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修を修了した者</p> <p>エ 居宅介護従業者養成研修（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第104号）による改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号。）第2号に規定する1級課程（以下「1級課程」という。）を修了した者</p> <p>オ 居宅介護職員初任者研修（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号。）第3号に規定する居宅介護の提供に当たる従業者に係る研修をいう。以下同じ。）の課程を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者（ウ、エに掲げる者を除く。）</p> <p>なお、看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程又は居宅介護職員初任者研修を修了したとされた看護師等については、3年以上実務経験は要件としないこと。</p> <p>また、介護保険法上の指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するものについても、アからオまでと同様に取り扱って差し支えないものとする。</p> <p>(2) サービス提供責任者（基準第5条第2項） (3) 留意点 ②のオ((7)②の参考(2)②のオ)に掲げる「居宅介護職員初任者研修課程を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する「3年以上介護等の業務に従事した者」と同様とし、その具体的な取扱いについては、業務の範囲通知を参考とされたい。 この場合、3年間の実務経験の要件が達成された時点と居宅介護職員初任者研修課程の研修修了時点との時間的な前後関係は問わないものであること。</p> <p>また、介護等の業務に従事した期間には、ボランティアとして介護等を経験した期間は原則として含まれないものであるが、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき設立された特定非営利活動法人が法第36条第1項の規定に基づき居宅介護に係る指定を受けている又は受けることが確実に見込まれる場合であって、当該特定非営利活動法人が指定を受けて行うことを予定している居宅介護と、それ以前に行ってきた事業とに連続性が認められるものについては、例外的に、当該特定非営利活動法人及び当該特定非営利活動法人格を付与される前の当該団体が行う事業に従事した経験を有する者の従事期間を、当該者の3年の実務経験に算入して差し支えないものとする。</p> <p>なお、この場合において、介護福祉士国家試験の受験資格としての実務経験に当該従事期間を算入することはできないものであること。</p> <p>④ 暫定的な取扱いに係る留意点 居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したもの的服务提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、指定居宅介護事業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に実務者研修の研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないものであること。</p>	
利用者の数	(2)の①のアのdに基づき置かなければならぬ常勤のサービス提供責任者	常勤換算方法で採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者																																											
50人以下	3	3																																											
51人以上100人以下	3	3																																											
101人以上150人以下	3	3																																											
151人以上200人以下	4	3																																											
201人以上250人以下	5	4																																											
251人以上300人以下	6	4																																											
301人以上350人以下	7	5																																											
351人以上400人以下	8	6																																											
401人以上450人以下	9	6																																											
451人以上500人以下	10	7																																											
501人以上550人以下	11	8																																											
551人以上600人以下	12	8																																											
601人以上650人以下	13	9																																											

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
3 管理者			
<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定行動援護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定行動援護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p>	<p>平24県条例 90第8条(第7条準用)</p>	<p>(3) 管理者（基準第6条） 指定行動援護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、指定行動援護の従業者である必要はないものである。</p> <p>① 当該指定行動援護事業所の従業者としての職務に従事する場合 ② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所又は施設等がある場合に、当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所又は施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される指定障害者支援施設等において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、指定障害者支援施設等における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があつても差し支えない。）</p> <p>(8) 人員の特例要件について ① 指定居宅介護事業者が、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護を併せて行う場合の要件 ア 従業者（ホームヘルパー） 当該事業所に置くべき従業者の員数は、一の指定居宅介護事業所として置くべき従業者の員数で足りるものとする。（指定居宅介護事業者、指定重度訪問介護事業者、指定同行援護事業者及び指定行動援護事業者のうち3つ以上の指定を受ける場合も同様とする。）</p> <p>イ サービス提供責任者 当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護を合わせた事業の規模に応じて1以上で足りるものとする。（同上） ただし、指定重度訪問介護事業所が指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護の事業を併せて行う場合のサービス提供責任者の配置の基準は、次のいずれかに該当する員数を置くこととする。（同上）</p> <p>a (2)の①の基準のいずれかに該当する員数（ただし、(2)の①のアのc又はdによりサービス提供責任者の員数を算出する場合においては、重度訪問介護の利用者が10人以下の場合に限り、「指定重度訪問介護の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上」、「指定重度訪問介護の利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上」に読み替えて算出ができるものとする。） b 指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護について（2)の①の基準のいずれかに該当する員数、指定重度訪問介護については、(5)の①の基準のいずれかに該当する員数のそれぞれを合計した員数（ただし、(5)の①のアのbの基準により指定重度訪問介護のサービス提供責任者の員数を算出する場合は、「指定重度訪問介護専従の従業者20人又はその端数を増すごとに1人以上」に読み替えて算出するものとする。この場合、指定重度訪問介護と指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護の双方に従事する従業者については、(2)の①のアのbの基準を適用し員数を算出した上で、「指定重度訪問介護専従の従業者20人又はその端数を増すごとに1人以上」の基準により算出した員数と合計した員数を配置することとする。）</p> <p>ウ 管理者 当該事業所に置くべき管理者が、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所及び指定行動援護事業所の管理者の業務を兼務することは差し支えない。（同上）</p>	<p>適・否</p>

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
		<p>なお、アからウまでの取扱いについては、指定重度訪問介護事業者が指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護を、指定同行援護事業者が指定居宅介護、指定重度訪問介護又は指定行動援護を、指定行動援護事業者が指定居宅介護、指定重度訪問介護又は指定同行援護を併せて行う場合も同様とする。</p> <p>② 介護保険との関係 介護保険法（平成9年法律第123号）による指定訪問介護事業又は第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）（以下この②において「指定居宅介護等」という。）の事業を同一の事業所において併せて行う場合は、指定訪問介護等の事業に係る指定を受けていることをもって、指定居宅介護等の事業に係る基準を満たしているものと判断し、指定を行って差し支えないものとする。</p> <p>この場合において、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、次のいずれかに該当する員数を置くものとする。</p> <p>ア 当該事業所における指定訪問介護等及び指定居宅介護等の利用者数の合計数に応じて必要とされる員数以上</p> <p>イ 指定訪問介護等と指定同行援護等のそれぞれの基準により必要とされる員数以上</p> <p>なお、指定居宅介護等のサービス提供責任者と指定訪問介護等のサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。</p> <p>③ 移動支援事業との兼務について サービス提供責任者は、(2)の②に定めるものであって、専ら指定居宅介護事業に従事するものを持って充てなければならない。ただし、利用者に対する指定居宅介護の提供に支障がない場合は、同一の敷地内にある移動支援事業（法第5条第26項に規定する移動支援事業をいう。以下同じ。）の職務に従事することができるものとする。</p> <p>指定居宅介護事業者が移動支援事業を一体的に行う場合の指定居宅介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、移動支援事業を合わせた事業の規模に応じて(2)の①の基準のいずれかにより算出し、1以上で足りるものとする。</p> <p>なお、指定同行援護事業者又は指定行動援護事業者が同一の敷地内において移動支援事業を一体的に行う場合も同様とする。</p> <p>また、指定重度訪問介護事業者が同一の敷地内において移動支援事業を一体的に行う場合のサービス提供責任者の配置の基準は、①のイのa又はb（「指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護」を「移動支援」に読み替えるものとする。）のいずれかに該当する員数を置くものとする。</p>	

第4節 設備に関する基準

1 設備及び備品等

指定同行援護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定行動援護の提供に必要な設備及び備品等が備えなければならない。

平24県条例
90第9条第2項（第9条第1項準用）

2 設備に関する基準（基準第8条第1項）

(1) 事務室

指定行動援護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定行動援護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。

(2) 受付等のスペースの確保

事務室又は指定行動援護の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。

(3) 設備及び備品等

指定行動援護事業者は、指定行動援護に必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定行動援護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ず

適・否

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
		<p>しも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。</p> <p>(4) 設備の特例要件について 第3の(8)の①、②及び③に該当する場合の設備要件については、(1)から(3)に準じて取り扱われたい。</p>	

第5節 運営に関する基準

1 内容及び手続の説明及び同意

- (1) 指定行動援護事業者は、支給決定障害者等が指定行動援護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、23に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定行動援護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。
- (2) 指定行動援護事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

平24県条例90第44条第2項(第10条第1項準用)	<p>(1) 内容及び手続の説明及び同意（基準第9条） 指定行動援護事業者は、利用者に対し適切な指定行動援護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定行動援護事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要な事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定行動援護の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないとしたものである。 なお、利用者及び指定行動援護事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。 また、利用者との間で当該指定行動援護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、 ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者が提供する指定行動援護の内容 ③ 当該指定行動援護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④ 指定行動援護の提供開始年月日 ⑤ 指定行動援護に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。 なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p>	適・否
平24県条例90第44条第2項(第10条第2項)		

2 契約支給量の報告等

- (1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を提供するときは、当該指定行動援護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定行動援護の量（以下この章において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。
- (2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。
- (3) 指定行動援護事業者は指定行動援護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。
- (4) (1)から(3)までの規定については、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

平24県条例90第44条第2項(第11条第1項準用)	<p>(2) 契約支給量の報告等（基準第10条） ① 契約支給量等の受給者証への記載 指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該指定行動援護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定行動援護の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項を記載すること。 なお、当該契約に係る指定行動援護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定行動援護の量を記載することとしたものである。</p>	適・否
平24県条例90第44条第2項(第11条第2項準用)	<p>② 契約支給量 基準第10条第2項は、受給者証に記載すべき契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならないこととしたものである。</p>	
平24県条例90第44条第2項(第11条第3項準用)	<p>③ 市町村への報告 同条第3項は、指定行動援護事業者は、①の規定による記載をした場合には、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告することとしたものである。</p>	
平24県条例90第44条第2項(第11条第4項準用)		

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
3 提供拒否の禁止			
指定行動援護事業者は、正当な理由がなく、指定行動援護の提供を拒んではならない。	平24県条例 90第44条第2項(第12条準用)	(3) 提供拒否の禁止（基準第11条） 指定行動援護事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、 ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定行動援護を提供することが困難な場合 ④ 入院治療が必要な場合である。	適・否
4 連絡調整に対する協力			
指定行動援護事業者は、指定行動援護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。	平24県条例 90第44条第2項(第13条準用)	(4) 連絡調整に対する協力（基準第12条） 指定行動援護事業者は、市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならないこととしたものである。	適・否
5 サービス提供困難時の対応			
指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定行動援護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定行動援護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	平24県条例 90第44条第2項(第14条準用)	(5) サービス提供困難時の対応（基準第13条） 指定行動援護事業者は、基準第11条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定行動援護を提供することが困難であると認めた場合には、基準第13条の規定により、適当な他の指定行動援護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。	適・否
6 受給資格の確認			
指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。	平24県条例 90第44条第2項(第15条準用)	(6) 受給資格の確認（基準第14条） 指定行動援護の利用に係る介護給付費を受けることができるのは、支給決定障害者等に限られるものであることを踏まえ、指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供の開始に際し、利用者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめなければならないこととしたものである。	適・否
7 介護給付費の支給の申請に係る援助			
(1) 指定行動援護事業者は、行動援護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	平24県条例 90第44条第2項(第16条第1項準用)	(7) 介護給付費の支給の申請に係る援助（基準第15条） ① 支給決定を受けていない利用者 基準第15条第1項は、支給決定を受けていない者から利用の申込みを受けた場合には、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給申請に必要な援助を行うこととするものである。	適・否
(2) 指定行動援護事業者は、行動援護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。	平24県条例 90第44条第2項(第16条第2項準用)	② 利用継続のための援助 同条第2項は、利用者の支給決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者が当該事業者のサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。	適・否
8 心身の状況等の把握			
指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	平24県条例 90第44条第2項(第17条準用)		適・否

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等			
(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	平24県条例 90第44条第2項(第18条第1項準用)		適・否
(2) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	平24県条例 90第44条第2項(第18条第2項準用)		
10 身分を証する書類の携行			
指定行動援護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	平24県条例 90第44条第2項(第19条準用)	(8) 身分を証する書類の携行（基準第18条） <p>利用者が安心して指定行動援護の提供を受けられるよう、指定行動援護事業者は、当該指定行動援護事業所の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、この証書等には、当該指定行動援護事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</p>	適・否
11 サービスの提供の記録			
(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を提供した際は、当該指定行動援護の提供日、内容その他必要な事項を、指定行動援護の提供の都度記録しなければならない	平24県条例 90第44条第2項(第20条第1項準用)	(9) サービスの提供の記録（基準第19条） ① 記録の時期 基準第19条第1項は、利用者及び指定行動援護事業者が、その時点での指定行動援護の利用状況等を把握できるようにするため、指定行動援護事業者は、指定行動援護を提供した際には、当該指定行動援護の提供日、提供したサービスの具体的な内容（例えば、身体介護と家事援助の別等）、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならないこととしたものである。	適・否
(2) 指定行動援護事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定行動援護を提供したことについて確認を受けなければならない。	平24県条例 90第44条第2項(第20条第2項準用)	② 利用者の確認 同条第2項は、同条第1項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。	
12 指定行動援護事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等			
(1) 指定行動援護事業者が、指定行動援護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。	平24県条例 90第44条第2項(第21条第1項準用)	(10) 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等（基準第20条） 指定行動援護事業者は、基準第21条第1項から第3項に規定する額の他曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこととしたものであるが、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めるることは差し支えないものである。 ① 指定行動援護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。	適・否
(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。	平24県条例 90第44条第2項(第21条第2項準用)	② 利用者等に求める金額、その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。	
13 利用者負担額等の受領			
(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定行動援護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。	平24県条例 90第44条第2項(第22条第1項準用)	(11) 利用者負担額等の受領（基準第21条） ① 利用者負担額の受領 基準第21条第1項は、指定行動援護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定行動援護についての利用者負担額として、法第29条第3項第2号に規定する政令で定める額（政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の1割相当額の方が低い場合は、1割相当額）の支払を受けなければならないことを規定したものである。 なお、法第31条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、市町村が定める額を利用者負担額とする。	適・否

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
(2) 指定行動援護事業者は、法定代理受領を行わない指定行動援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定行動援護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。	平24県条例90第44条第2項(第22条第2項準用)	<p>② 法定代理受領を行わない場合 同条第2項は、指定行動援護事業者が法定代理受領を行わない指定行動援護を提供した際には、利用者から、利用者負担額のほか、当該指定行動援護につき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該行動援護に要した費用（法第29条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該行動援護に要した費用の額）の支払を受けるものとしたものである。</p>	
(3) 指定行動援護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定行動援護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。	平24県条例90第44条第2項(第22条第3項準用)	<p>③ 交通費の受領 同条第3項は、指定行動援護の提供に関して、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定行動援護を行う場合の交通費（移動に要する実費）の支払を利用者から受けることができることとしたものである。</p>	
(4) 指定行動援護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。	平24県条例90第44条第2項(第22条第4項準用)	<p>④ 領収証の交付 同条第4項は、前3項の規定による額の支払を受けた場合には当該利用者に対して領収証を交付することとしたものである。</p>	
(5) 指定行動援護事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。	平24県条例90第44条第2項(第22条第5項準用)	<p>⑤ 利用者の事前の同意 同条第5項は、同条第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ることとしたものである。</p>	

14 利用者負担額に係る管理

指定行動援護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定行動援護事業者が提供する指定行動援護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定行動援護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定行動援護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定行動援護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

平24県条例90第44条第2項(第23条準用)

(12) 利用者負担額に係る管理（基準第22条）

指定行動援護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、利用者負担額等に係る管理を行うこととされたが、その具体的な取扱いについては、別に通知するところによるものとする。

※通知

「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」

適・否

15 介護給付費の額に係る通知等

(1) 指定行動援護事業者は、法定代理受領により市町村から指定行動援護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

平24県条例90第44条第2項(第24条第1項準用)

(13) 介護給付費の額に係る通知等（基準第23条）

① 利用者への通知

基準第23条第1項は、指定行動援護事業者は、市町村から法定代理受領を行う指定行動援護に係る介護給付費の支給を受けた場合には、利用者に対し、当該利用者に係る介護給付費の額を通知することとしたものである。

② サービス提供証明書の利用者への交付

同条第2項は、基準第21条第2項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定行動援護の内容、費用の額その他利用者が市町村に対し介護給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならないこととしたものである。

適・否

(2) 指定行動援護事業者は、13の(2)の法定代理受領を行わない指定行動援護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定行動援護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

平24県条例90第44条第2項(第24条第2項準用)

(13) 介護給付費の額に係る通知等（基準第23条）

① 利用者への通知

基準第23条第1項は、指定行動援護事業者は、市町村から法定代理受領を行う指定行動援護に係る介護給付費の支給を受けた場合には、利用者に対し、当該利用者に係る介護給付費の額を通知することとしたものである。

② サービス提供証明書の利用者への交付

同条第2項は、基準第21条第2項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定行動援護の内容、費用の額その他利用者が市町村に対し介護給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならないこととしたものである。

16 指定行動援護の基本取扱方針

(1) 指定行動援護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

平24県条例90第44条第2項(第25条第1項準用)

(14) 指定行動援護の基本取扱方針（基準第24条）

指定行動援護は、漫然かつ画一的に提供されることがないよう、個々の利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切に提供されなければならないこととしたものである。

提供された指定行動援護については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、行動援護計画の見直しを行うなど、その改善を図らなければならないものであること。

適・否

(2) 指定行動援護事業者は、その提供する指定行動援護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

平24県条例90第44条第2項(第25条第2項準用)

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
17 指定行動援護の具体的取扱方針			
指定行動援護事業所の従業者が提供する指定行動援護の方針は、次に掲げるところによるものとする。	平24県条例 90第44条第2項(第26条準用)	(15) 指定行動援護の具体的取扱方針（基準第25条） 指定行動援護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであること。	適・否
一 指定行動援護の提供に当たっては、18の(1)に規定する行動援護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。	平24県条例 90第44条第2項(第26条第1号準用)		
二 指定行動援護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。	平24県条例 90第44条第2項(第26条第2号準用)		
三 指定行動援護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。	平24県条例 90第44条第2項(第26条第3号準用)		
四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。	平24県条例 90第44条第2項(第26条第4号準用)		
18 行動援護計画の作成			
(1) サービス提供責任者（第3節の2に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節において同じ。）は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した行動援護計画を作成しなければならない。	平24県条例 90第44条第2項(第27条第1項準用)	(16) 行動援護計画の作成等（基準第26条） サービス提供責任者の中心的な業務である行動援護計画の作成について規定したものであり、サービス提供責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定行動援護事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含め、行動援護計画の原案を作成し、行動援護計画に基づく支援を実施するものである。 なお、行動援護計画は、次の点に留意して作成されるものである。 ① サービス提供責任者は、行動援護計画の目標や内容等については、利用者及びその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。	適・否
(2) サービス提供責任者は、(1)の行動援護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該行動援護計画を交付しなければならない。	平24県条例 90第44条第2項(第27条第2項準用)	② 行動援護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、行動援護の提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、行動援護計画書の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。	
(3) サービス提供責任者は、行動援護計画作成後においても、当該行動援護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該行動援護計画の変更を行うものとする。	平24県条例 90第44条第2項(第27条第3項準用)	③ 行動援護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならない。	
(4) (1)及び(2)の規定は、(3)に規定する行動援護計画の変更について準用する。	平24県条例 90第44条第2項(第27条第4項準用)	④ サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが行動援護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。	
19 同居家族に対するサービス提供の禁止			
指定行動援護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する行動援護の提供をさせてはならない。	平24県条例 90第44条第2項(第28条準用)		適・否

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
20 緊急時等の対応			
従業者は、現に指定行動援護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	平24県条例90第44条第2項(第29条準用)	(17)緊急時の対応（基準第28条） 従業者が現に指定行動援護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。	適・否
21 支給決定障害者等に関する市町村への通知			
指定行動援護事業者は、指定行動援護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	平24県条例90第44条第2項(第30条準用)	(18)支給決定障害者等に関する市町村への通知（基準第29条） 法第8条第1項の規定により、市町村は、偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ、指定行動援護事業者は、その利用者が偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、自立支援給付費の適正化の観点から、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならることとしたものである。	適・否
22 管理者及びサービス提供責任者の責務			
(1) 指定行動援護事業所の管理者は、当該指定行動援護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならぬ。	平24県条例90第44条第2項(第31条第1項準用)	(19)管理者及びサービス提供責任者の責務（基準第30条） 指定行動援護事業所の管理者とサービス提供責任者の役割分担について規定したものであり、管理者は、従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に基準第二章第四節（運営に関する基準）を遵守させるための指揮命令を、サービス提供責任者は、指定行動援護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うものである。	適・否
(2) 指定行動援護事業所の管理者は、当該指定行動援護事業所の従業者に、「運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	平24県条例90第44条第2項(第31条第2項準用)		
(3) サービス提供責任者は、「18 行動援護計画の作成」に規定する業務のほか、指定行動援護事業所に対する指定行動援護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。	平24県条例90第44条第2項(第31条第3項準用)		
23 運営規程			
指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（27において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定行動援護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額	平24県条例90第44条第2項(第32条準用)	(20)運営規程（基準第31条） 指定行動援護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定行動援護の提供を確保するため、基準第31条第1号から第9号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定行動援護事業所ごとに義務付けたものであるが、特に以下の点に留意するものとする。なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に運営する場合には、運営規程を一体的に作成することも差し支えない（この点については他のサービス種類についても同様とする） ① 従業者の職種、員数及び職務の内容（第2号） 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第5条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない（基準第9条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）（以下、他のサービス種類についても同趣旨。）。 ② 指定行動援護の内容（第4号） 「指定行動援護の内容」とは、身体介護、通院等介助、家事援助、通院等のための乗車又は降車の介助（以下「通院等乗降介助」という。）のサービスの内容を指すものであること。 ③ 支給決定障害者等から受領する費用の額（第4号） 指定行動援護に係る利用者負担額のほかに、基準第21条第3項に規定する額を指すものであること（以下、他のサービス種類についても同趣旨）。	適・否

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
五 通常の事業の実施地域		④ 通常の事業の実施地域（第5号） 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとすること。 なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること（以下、他のサービス種類についても同趣旨）。	
六 緊急時等における対応方法 七 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類		⑤ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類（第7号） 指定行動援護事業者は、障害種別等にかかわらず利用者を受け入れることが基本とするが、指定行動援護の提供に当たっては、利用者の障害特性に応じた専門性に十分配慮する必要があることから、提供するサービスの専門性を確保するため、特に必要がある場合において、あらかじめ、障害種別により「主たる対象者」を定めることができることとしたものである。この場合、当該対象者から指定行動援護の利用に係る申込みがあった場合には、正当な理由なく指定行動援護の提供を拒んではならないものであること。（以下、他のサービス種類についても同趣旨）。	
八 虐待の防止のための措置に関する事項		⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項（第8号） 行動援護における「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）において、障害者虐待防止を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を確保する観点から、指定行動援護事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、 ア 虐待の防止に関する責任者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など） オ 基準第40条の2第1項の「虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）」の設置等に関すること等を指すものであること（以下、他のサービス種類についても同趣旨）。	
九 その他運営に関する重要事項		⑦ その他運営に関する重要事項（第9号） 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。	

24 勤務体制の確保等

(1) 指定行動援護事業者は、利用者に対し、適切な指定行動援護を提供できるよう、指定行動援護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

(2) 指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所ごとに、当該指定行動援護事業所の従業者によって指定行動援護を提供しなければならぬ。

(3) 指定行動援護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。

平24県条例90第44条第2項(第34条第1項準用)

平24県条例90第44条第2項(第34条第2項準用)

平24県条例90第44条第2項(第34条第3項準用)

(22) 勤務体制の確保等（基準第33条）

利用者に対する適切な指定行動援護の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。

① 基準第33条第1項は、指定行動援護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすることを定めたものであること。

② 同条第2項は、当該指定行動援護事業所の従業者によって指定行動援護を提供すべきことを規定したものであるが、指定行動援護事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものであること。

③ 同条第3項は、当該指定行動援護事業所の従業者の質の向上を図るために、研修機関が実施する研修や当該指定行動援護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。

適・否

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
(4) 指定行動援護事業者は、適切な指定行動援護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	平24県条例90第44条第2項(第34条第4項)	<p>④ 同条第4項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、指定行動援護事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。</p> <p>指定行動援護事業者が講ずべき措置の具体的な内容及び指定行動援護事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。</p> <p>なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。</p> <p>ア 指定行動援護事業者が講ずべき措置の具体的な内容 指定行動援護事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構すべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。</p> <p>a 指定行動援護事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。</p> <p>なお、パワーハラスメント防止のための指定行動援護事業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。</p> <p>イ 指定行動援護事業者が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。</p>	

25 業務継続計画の策定等

(1) 指定行動援護事業者は、感染症や非常災害の発生時ににおいて、利用者に対する指定行動援護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

平24県条例90第44条第2項(第34条の2第1項)

(23) 業務継続計画の策定等（基準第33条の2）

① 基準第33条の2は、指定行動援護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定行動援護の提供を受けられるよう、指定行動援護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。

なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第33条の2に基づき指定行動援護事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した

適・否

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
(2) 指定行動援護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	平24県条例90第44条第2項(第34条の2第2項)	<p>場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようになることが望ましい。</p> <p>なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号。以下「令和3年改正省令」という。）附則第3条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。</p> <p>② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。</p> <p>なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。</p> <p>また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。</p> <p>なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 <p>③ 従業者の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。</p> <p>従業者教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。</p> <p>なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>④ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定行動援護事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。</p> <p>なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p>	
(3) 指定行動援護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	平24県条例90第44条第2項(第34条の2第3項)		

26 衛生管理等

(1) 指定行動援護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。	平24県条例90第44条第2項(第35条第1項準用)	(24)衛生管理等（基準第34条） <p>① 基準第34条第1項及び第2項は、指定行動援護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定行動援護事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定行動援護事業者は、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るために、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。</p>	適・否
(2) 指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理を行うこと。また、感染症若しくは食中毒が発生し、又はまん延しないように予防指針の策定及び従業者に対する当該指針の周知その他必要な措置として、予防に関する指針の整備、従業員への当該指針の周知その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。	平24県条例90第44条第2項(第35条第2項準用)		

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
(3) 指定行動援護事業者は、当該指定行動援護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定行動援護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 二 当該指定行動援護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	平24県条例90第44条第2項(第35条第3項準用)	<p>② 同条第3項に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき指定行動援護事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>なお、感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第4条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。</p> <p>ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該指定行動援護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。</p> <p>構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。</p> <p>感染対策委員会は、利用者の状況など指定行動援護事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ隨時開催する必要がある。</p> <p>感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。</p> <p>ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、指定行動援護事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該指定同行援護事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。</p> <p>平常時の対策としては、指定同行援護事業所内の衛生管理（環境の整備等）、支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携行政等への報告等が想定される。また、発生時における指定同行援護事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。</p> <p>なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。</p> <p>ウ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定行動援護事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定行動援護事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。</p> <p>なお、研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定行動援護事業所内で行うものでも差し支えなく、当該指定行動援護事業所の実態に応じ行うこと。</p> <p>また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定行動援護事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上で支援の演習などを実施するものとする。</p>	
三 当該指定行動援護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。			

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
		訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	

27 掲示

指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(2) 指定行動援護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定行動援護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

28 身体拘束等の禁止

(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

(2) 指定行動援護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(3) 指定行動援護事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

平24県条例90第44条第2項(第36条第1項準用)	<p>(25) 掲示（基準第35条） ① 基準第35条第1項は、指定行動援護事業者は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を指定行動援護事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。 ア 指定行動援護事業所の見やすい場所とは、重要な事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。 イ 従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 ② 同条第2項は、重要な事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定行動援護事業所内に備え付けることで同条第1項の掲示に代えることができることを規定したものである。</p>	適・否
----------------------------	---	-----

平24県条例90第44条第2項(第36条の2第1項準用)	<p>(26) 身体拘束等の禁止（基準第35条の2） ① 基準第35条の2第1項及び第2項は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</p>	適・否
平24県条例90第44条第2項(第36条の2第2項準用)	<p>② 同条第3項第1号の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は、事業所に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。</p>	
平24県条例90第44条第2項(第36条の2第3項準用)	<p>また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。 なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが望ましいが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。 指定行動援護事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。 身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。 ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。 イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。 ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。 エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</p>	

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
<p>二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p>		<p>カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。</p> <p>③ 同条同項第2号の指定行動援護事業所が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 <p>④ 同条同項第3号の従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定行動援護事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定行動援護事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容について記録することが必要である。</p> <p>なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。</p>	

29 秘密保持等

(1) 指定行動援護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	平24県条例90第44条第2項(第37条第1項準用)	(27)秘密保持等（基準第36条） <p>① 基準第36条第1項は、指定行動援護事業所の従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。</p> <p>② 同条第2項は、指定行動援護事業者に対して、過去に当該指定行動援護事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定行動援護事業者は、当該指定行動援護事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするものである。</p> <p>③ 同条第3項は、従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、指定行動援護事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p>	適・否
(2) 指定行動援護事業者は、従業者及び管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	平24県条例90第44条第2項(第37条第2項準用)		
(3) 指定行動援護事業者は、他の指定行動援護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならぬ。	平24県条例90第44条第2項(第37条第3項準用)		

30 情報の提供等

(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定行動援護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	平24県条例90第44条第2項(第38条第1項準用)		適・否
(2) 指定行動援護事業者は、当該指定行動援護事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。	平24県条例90第44条第2項(第38条第2項準用)		

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
31 利益供与等の禁止			
(1) 指定行動援護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定行動援護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	平24県条例90第44条第2項(第39条第1項準用)	(28) 利益供与等の禁止（基準第38条） ① 基準第38条第1項は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による障害福祉サービス事業者等の紹介が公正中立に行われるよう、指定行動援護事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等に対し、利用者に対して当該指定行動援護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。 ② 同条第2項は、利用者による一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定行動援護事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等から、当該事業所を利用する利用者やサービス提供が終了した利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない旨を規定したものである。	適・否
(2) 指定行動援護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。	平24県条例90第44条第2項(第39条第2項準用)		
32 苦情解決			
(1) 指定行動援護事業者は、その提供した指定行動援護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	平24条例第90第44条第2項(第40条第1項準用)	(29) 苦情解決（基準第39条） ① 基準第39条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。	適・否
(2) 指定行動援護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	平24条例第90第44条第2項(第40条第2項準用)	② 同条第2項は、苦情に対し指定行動援護事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定行動援護事業所が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。また、指定行動援護事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。	
(3) 指定行動援護事業者は、その提供した指定行動援護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定行動援護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	平24条例第90第44条第2項(第40条第3項準用)	③ 同条第3項は、住民に最も身近な行政庁である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生じることから、市町村が、指定行動援護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。	
(4) 指定行動援護事業者は、その提供した指定行動援護に関し、法第11条第2項の規定により知事が行う報告若しくは指定行動援護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	平24条例第90第44条第2項(第40条第4項準用)		
(5) 指定行動援護事業者は、その提供した指定行動援護に関し、法第48条第1項の規定により知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定行動援護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	平24条例第90第44条第2項(第40条第5項準用)		
(6) 指定行動援護事業者は、知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。	平24条例第90第44条第2項(第40条第6項準用)		

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
(7) 指定行動援護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。	平24条例第90第44条第2項（第40条第7項準用）	④ 同条第7項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査又はあっせんにできるだけ協力することとしたものである。	
33 事故発生時の対応			
(1) 指定行動援護事業者は、利用者に対する指定行動援護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	平24条例第90第44条第2項（第41条第1項準用）	(30) 事故発生時の対応（基準第40条） 利用者が安心して指定行動援護の提供を受けられるよう、指定行動援護事業者は、利用者に対する指定行動援護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村及び当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、利用者に対する指定行動援護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。 このほか、次の点に留意するものとする。 ① 利用者に対する指定行動援護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定行動援護事業者が定めておくことが望ましいこと。 また、事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。 なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。 ② 指定行動援護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。 ③ 指定行動援護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じること。 なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日 福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので、参考にされたい。	適・否
(2) 指定行動援護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。	平24条例第90第44条第2項（第41条第2項準用）		
(3) 指定行動援護事業者は、利用者に対する指定行動援護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	平24条例第90第44条第2項（第41条第3項準用）		
34 虐待の防止			
指定行動援護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定行動援護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 二 当該指定行動援護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 三 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	平24県条例90第44条第2項（第41条の2準用）	(31) 虐待の防止（基準第40条の2） ① 同条第1号の虐待防止委員会の役割は、 <ul style="list-style-type: none">・虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）・虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）・虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行） の3つがある。 虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。 なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。 虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。 なお、虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。 指定行動援護事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。 具体的には、次のような対応を想定している。 ア 虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。 イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。 ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事	適・否

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
		<p>例を集計し、分析すること。</p> <p>エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。</p> <p>オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。</p> <p>カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。</p> <p>② 指定行動援護事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。</p> <p>ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方</p> <p>イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項</p> <p>ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針</p> <p>エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針</p> <p>オ 虐待発生時の対応に関する基本方針</p> <p>カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>③ 同条第2号の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定同行援護事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容について記録することが必要である。</p> <p>なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。</p> <p>④ 同条第3号の虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置すること。</p>	

35 会計の区分

指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定行動援護の事業の会計を他の事業の会計と区分しなければならない。	平24条例第90第44条第2項（第42条準用）	(32)会計の区分（基準第41条） 指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定行動援護の事業の会計と他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。	適・否
--	-------------------------	---	-----

36 記録の整備

(1) 指定行動援護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。	平24条例第90第44条第2項（第43条第1項準用）	(33)記録の整備（基準第42条） 指定行動援護事業者は、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。 なお、基準第42条第2項により、指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供に関する諸記録のうち、少なくとも次に掲げる記録については、当該行動援護を提供した日から、少なくとも5年以上保存しておかなければならぬこととしたものである。 ① 指定行動援護に関する記録 ア 基準第19条に規定する指定行動援護の提供に係る記録 イ 基準第26条に規定する行動援護計画 ウ 基準第35条の2第2項に規定する身体拘束等の記録 エ 基準第39条に規定する苦情の内容等に係る記録 オ 基準第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ② 基準第29条に規定する市町村への通知に係る記録	適・否
(2) 指定行動援護事業者は、利用者に対する指定行動援護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定行動援護を提供した日から5年間保存しなければならぬ。	平24条例第90第44条第2項（第43条第2項準用）		

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
第6 変更の届出等			
指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令に定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令に定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	法第46条第1項 施行規則第34条の23		適・否
電磁的記録等			
(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの (第十一条第一項(第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第九十五条、第九十五条の五、第百二十三条、第百四十九条、第百四十九条の四、第百五十九条、第百五十九条の四、第百七十二条、第百八十五条、第百九十条、第百九十四条、第百九十四条の十二、第百九十四条の二十並びに第二百十条第一項において準用する場合を含む。)、第十五条(第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第七十八条、第九十五条、第九十五条の五、第百十条、第百十一条の四、第百二十三条、第百四十九条、第百四十九条の四、第百五十九条、第百五十九条の四、第百七十二条、第百八十五条、第百九十条、第百九十四条、第百九十四条の十二、第百九十四条の二十、第二百一条、第二百一条の十一、第二百一条の二十二並びに第二百十条第一項において準用する場合を含む。)、第五十四条第一項、第百四条第一項(第百十条の四において準用する場合を含む。)、第百九十八条の三第一項(第二百一条の十一及び第二百一条の二十二において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。) については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	平24県条例90第211条第1項	<p>2 文書の取扱いについて</p> <p>(1) 電磁的記録について</p> <p>基準第224条第1項は、指定障害福祉サービス事業者及びその従業者（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができるとしたものである。令和3年7月1日施行予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 ② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ③ その他、基準第224条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、①及び②に準じた方法によること。 ④ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 <p>(2) 電磁的方法について</p> <p>基準第224条第2項は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、締結その他これに類するものをいう。）について、当該交付等の相手方の利便性向上及び事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができるとしたものである。令和3年7月1日施行予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 電磁的方法による交付は、以下のアからオまでに準じた方法によること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、基準第9条第1項の規定による文書の交付に代えて、エで定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事業者等は、当該文書を交付したものとみなす。 ア 電子情報処理組織を使用する方法のうち(a)又は(b)に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> (a) 事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 (b) 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された基準第9条第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） イ アに掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができ 	適・否
(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。	平24県条例90第211条第2項		

主眼事項及び着眼点（県条例及び県規則）	根拠法令等	解釈通知（国に準じる）	適否
		<p>るものでなければならない。</p> <p>ウ ア a の「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>エ 事業者等は、アの規定により基準第9条第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>a アの a 及び b に規定する方法のうち事業者等が使用するもの</p> <p>b ファイルへの記録の方式</p> <p>オ エの規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、基準第9条第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。</p> <p>ただし、当該利用申込者が再びエの規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。</p> <p>③ 電磁的方法による締結は、当該締結の相手方と事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。</p> <p>④ その他、基準第224条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、①から③までに準じた方法によること。ただし、基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>⑤ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p>	